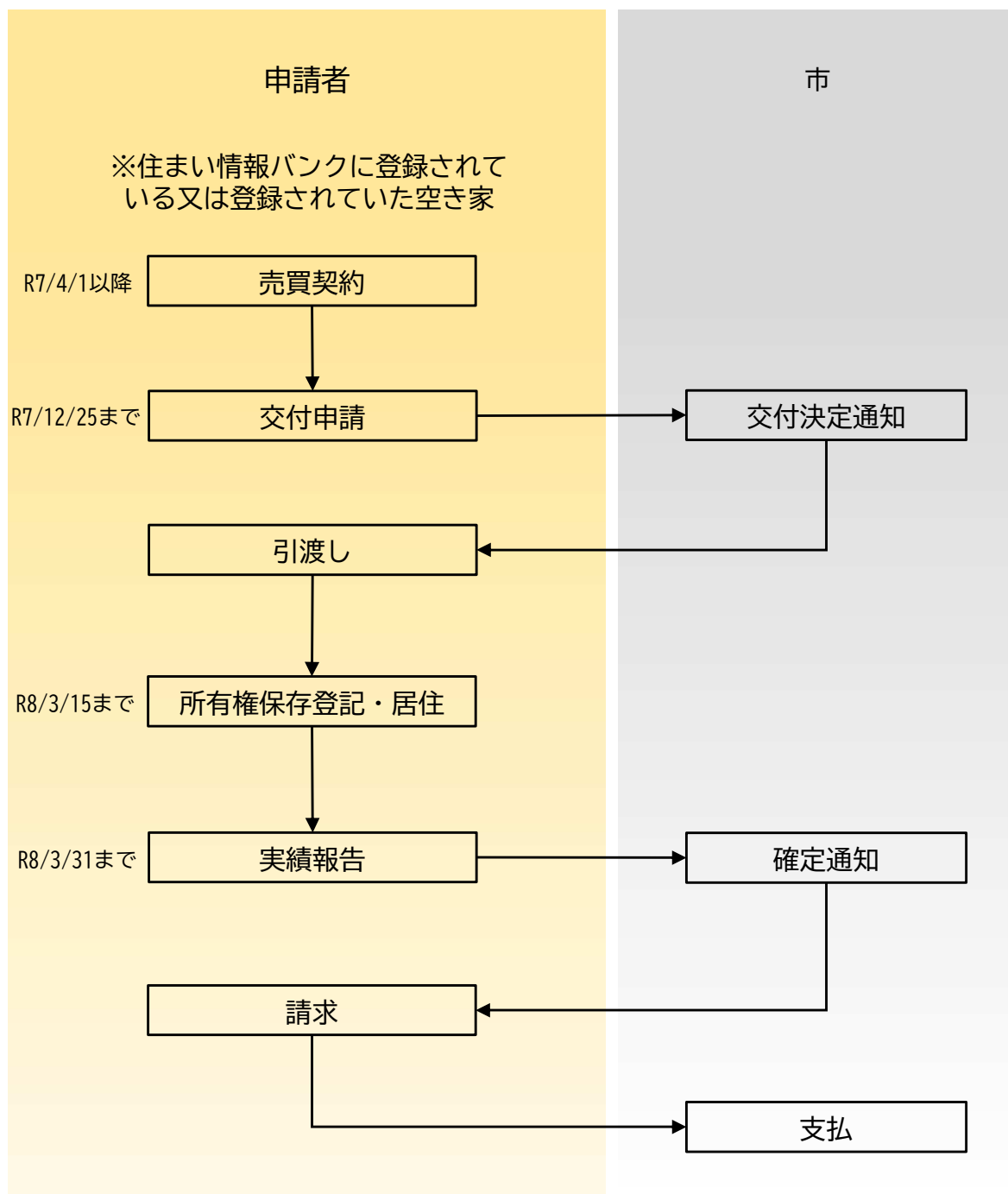


子育て世帯等と移住者への住まい支援事業 申請フロー

○手続きの流れ

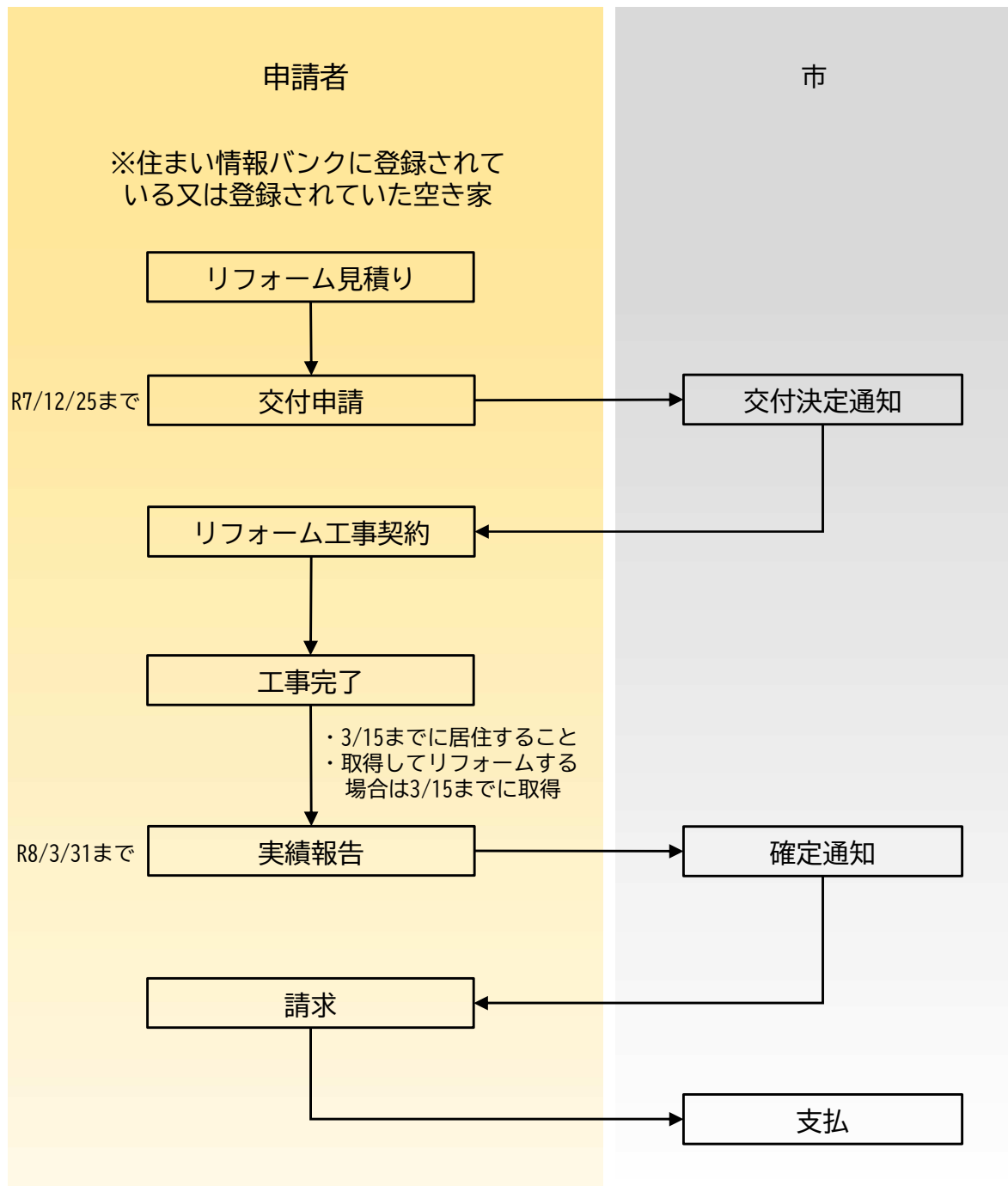


○諸注意

- ・取得する物件は住まい情報バンクに登録されている又は登録されていたものである必要があります。
- ・売買契約は、4月1日以降から交付申請の日以前である必要があります。
- ・交付決定通知の日より前に引渡しが完了していると補助の対象となりません。
- ・所有権保存登記は、3月15日までに法務局において登記の受付が完了する必要があります。
- ・取得した空き家で3月15日までに住民票を登録する必要があります。
- ・補助金の交付を受けた日から10年以上定住する必要があります。
(やむを得ない場合を除きます。)

子育て世帯等と移住者への住まい支援事業 申請フロー

○手続きの流れ



○諸注意

- ・リフォームする物件は住まい情報バンクに登録されている又は登録されていたものである必要があります。
- ・交付決定通知の日より前にリフォーム工事の契約を締結した場合は補助の対象となりません。
- ・リフォームと併せて売買契約を締結し売買する場合、所有権保存登記は、3月15日までに法務局において登記の受付が完了する必要があります。
- ・リフォームした空き家で3月15日までに住民票を登録する必要があります。
- ・補助金の交付を受けた日から10年以上定住する必要があります。
(やむを得ない場合を除きます。)